

2015年6月4日

京都府知事  
山田 啓二 殿

京都府保険医協会  
理事長 垣田さち子

## 難病医療と小児慢性特定疾病医療に関する要請

平素より、京都府における医療・保健・福祉の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

本会は「保険で良い医療の提供」を目指し、京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,450人で組織する団体です。

さて、2015年1月1日より、難病医療と小児慢性特定疾病医療の医療費助成制度が大きく改定されました。

当会では、改定を受けて、当会の代議員に対してアンケートを実施し、指定医制度、指定医療機関制度、患者負担等について、困ったことがなかったかを調査しました。

アンケートの内容は、別添資料の通りです。

その結果、自己負担上限額管理票を巡り、「患者が管理票を持ってこなかった」、「患者が制度をよく理解していなかったので、会計で混乱した」、「患者・家族が制度を理解しておらず、管理票の存在の説明が必要だった」等の意見が出されました。

その他にも、保険医協会事務局に寄せられた意見として、「患者が紛失した、廃棄した」、「電話再診などで、一部負担金を後からもらう場合、レセプト請求後になって翌月に前月の分書き込もうとすると、既に他医療機関等の分で上限に達しているが、どうしたらよいのか」、「在宅医療の場合、診察の都度一部負担金を徴収するのが困難なため、月末の清算時に記入したいが良いか」等の疑問や意見が寄せられています。

さらに、今まで患者自己負担を徴収する必要がなかった調剤薬局、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーションの事業所が制度を理解しておらず、医療機関が行政に代わって説明する必要があった、等の報告もありました。

以上を踏まえて、難病医療と小児慢性特定疾病医療の制度について、以下のように改善していただきますよう、要請します。京都府単独で改善が困難な場合は、国に対して制度改善を求めて下さい。

### 記

1. 両公費負担医療制度の一部負担金の徴収方法は、医療機関（医科・歯科）だけで徴収し、薬局、訪問看護ステーションでは徴収しない、という2014年12月以前の方法に戻して下さい。
2. 「1.」を前提として、医療機関で上限額まで徴収し、京都府が診療報酬請求書・明細書から自己負担総額を計算、当該患者の自己負担限度額を超えた負担金については、京都府の責任、手続きで患者に自動的に償還払いするようにして下さい。
3. 難病医療の自己負担上限額管理票がA4のペラ紙になっており、携帯に向かないため、紛失、破損が生じているのではないのでしょうか。手帳の形式に改善して下さい。

以上